(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市洞谷字薮ノ内二〇〇、字大谷ノ三　三三六、字坂ノ下タ五五六の四・五五六の五・七三七の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七二六、七二九、字河内土居ノ壱六一四、字東谷下分六三七の二、長柄字堤谷二四一の一、字宮ノ谷四〇一の一、瀬田蔵字五反田二六六の二、二六六の五、字西ノ谷三五三の一、字八反田西平三八四の一、三八五の一、矢矯字中玄谷ノ一　六一四、字蛙子谷ノ一　六四六、字蛙子谷ノ二　六四七の二、字石ヶ谷ノ一　六九三、七〇五
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市洞谷字薮ノ内二〇〇、字大谷ノ三　三三六、字坂ノ下タ五五六の四・五五六の五・七三七の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七二六、七二九、字河内土居ノ壱六一四、字東谷下分六三七の二、長柄字堤谷二四一の一、字宮ノ谷四〇一の一、瀬田蔵字五反田二六六の二、二六六の五、字西ノ谷三五三の一、字八反田西平三八四の一、三八五の一、矢矯字中玄谷ノ一　六一四、字蛙子谷ノ一　六四六、字蛙子谷ノ二　六四七の二、字焼尾二五八の二、二五八の四、字四ノ畑谷二九九の二、字寺所三〇七の一、字堀切レ三一〇の一、三一〇の五、字滑谷二一四の一、三一四の三、字大連レ三一九の一、三一九の九、字上大鮒三二一（次の図に示す部分に限る。）、字大鮒三二三の一、三二三の五、三二三の七、三二三の九、三二三の一一、字高鳥尾三三七の一、字口無シ谷三四四の一、字駄床三九四の一、三九四の七、字高辻畑三九五の一、三九五の二、字小賀ノ谷四〇四の一、四〇四の二、字細工谷五三二、字吹揚ヶ谷五三六
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年九月二十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町黒坂字久住谷西平ラ五五七の二、五五七の四、五五七の四五から五五七の四七まで
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年九月二十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町郡家字後口谷六一三の二、六一三の一九から六一三の二二まで、六一三の二五、字小屋床六二八、字牛尊谷六二九、六三〇の一から六三〇の三三まで、関金町関金宿字瀬戸谷二四〇六の一から二四〇六の四まで、二四〇七の一から二四〇七の五まで
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町山口字山白水一一六三の二五、字白水奥一一八一、一一八七、一一九四の一、字矢櫃西平ラ一二一四の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町郡家字山崎三の一、三の三、三の五から三の一三まで、字大平ル九三の一、九四、関金町大鳥居字カゲト七〇〇の一、関金町明高字宮ノ前七七四の一（次の図に示す部分に限る。）、関金町山口字奥浅井二一三八の一、字中浅井二一四九、二一五一、字山天神河内二三七八の二（次の図に示す部分に限る。）、二三七八の三、関金町堀字嘉ノ首三四八〇、三四八五の一、三四八五の二、三四八六の一、二四八七の一、字奥宮原ノ二　三四八六の一、三四八六の七、三四八九の一、三四九一の一、三四九一の二、三四九二の一から三四九二の三まで、三四九三の一、字奥宮原ノ一　三四八六の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年九月二十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字銀山字八小屋右ノ谷側七九九の四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年九月二十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字上草早二四六の三、二四六の七、二四六の八、二四六の一三、字下草早二四九の一、二五〇から二五二まで、二五三の一、二五三の三から二五三の五まで、二五四から二五六まで、二五七の一、二五七の二、字焼尾二五八の二、二五八の四、字四ノ畑谷二九九の二、字寺所三〇七の一、字堀切レ三一〇の一、三一〇の五、字滑谷二一四の一、三一四の三、字大連レ三一九の一、三一九の九、字上大鮒三二一（次の図に示す部分に限る。）、字大鮒三二三の一、三二三の五、三二三の七、三二三の九、三二三の一一、字高鳥尾三三七の一、字口無シ谷三四四の一、字駄床三九四の一、三九四の七、字高辻畑三九五の一、三九五の二、字小賀ノ谷四〇四の一、四〇四の二、字細工谷五三二、字吹揚ヶ谷五三六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年九月二十一日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字上草早二四六の三、二四六の七、二四六の八、二四六の一三、字下草早二四九の一、二五〇から二五二まで、二五三の一、二五三の三から二五三の五まで、二五四から二五六まで、二五七の一、二五七の二、字焼尾二五八の二、二五八の四、字四ノ畑谷二九九の二、字寺所三〇七の一、字堀切レ三一〇の一、三一〇の五、字滑谷二一四の一、三一四の三、字大連レ三一九の一、三一九の九、字上大鮒三二一（次の図に示す部分に限る。）、字大鮒三二三の一、三二三の五、三二三の七、三二三の九、三二三の一一、字高鳥尾三三七の一、字口無シ谷三四四の一、字駄床三九四の一、三九四の七、字高辻畑三九五の一、三九五の二、字小賀ノ谷四〇四の一、四〇四の二、字細工谷五三二、字吹揚ヶ谷五三六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）